

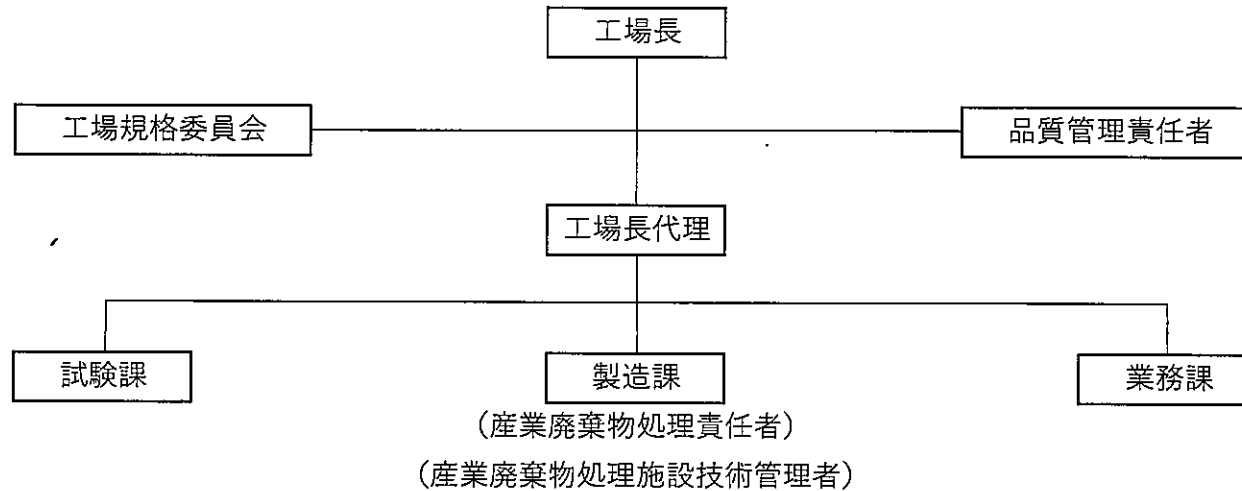
組 織 図

5

5

工場組織に関する事項

(1) 工場組織図 (令和6年6月1日現在)



(2) 異常事態が生じた場合の処置及び連絡体制

異常事態が生じた場合には、作業担当者は洗車場の使用を禁止すると共に、技術管理の指導及び助言を仰ぎ、原因の調査を行い故障箇所の早期修理を実施する。

廃棄物が場外へ流出する恐れのある場合、産業廃棄物処理責任者は必要な処置を行うと共に、設置者及び横浜市資源循環局産業廃棄物対策課へ連絡を取り、善後策を立てる。

